【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（返還資金融資）

**第七十九条の五十九**　基金は、通知金融商品取引業者（認定金融商品取引業者を除く。）又は通知金融商品取引業者に係る第四十三条の二第二項に規定する信託の受益者代理人の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

２　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

３　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を財務大臣及び当該適格性の認定を受けた金融商品取引業者（金融商品取引業者に係る第四十三条の二第二項に規定する信託の受益者代理人が認定を受けた場合にあつては、当該金融商品取引業者）が所属する基金に通知しなければならない。

４　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

５　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】（平成18年6月14日法律第65号）

（改正後）

（返還資金融資）

第七十九条の五十九　基金は、通知金融商品取引業者（認定金融商品取引業者を除く。）又は通知金融商品取引業者に係る第四十三条の二第二項に規定する信託の受益者代理人の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

２　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

３　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を財務大臣及び当該適格性の認定を受けた金融商品取引業者（金融商品取引業者に係る第四十三条の二第二項に規定する信託の受益者代理人が認定を受けた場合にあつては、当該　金融商品取引業者）が所属する基金に通知しなければならない。

４　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

５　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（改正前）

（返還資金融資）

第七十九条の五十九　基金は、通知金融商品取引業者（認定金融商品取引業者を除く。）又は通知金融商品取引業者の信託管理人（第四十三条の二第二項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

２　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

３　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を財務大臣及び当該適格性の認定を受けた金融商品取引業者（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした金融商品取引業者）が所属する基金に通知しなければならない。

４　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

５　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（返還資金融資）

第七十九条の五十九　基金は、通知金融商品取引業者（認定金融商品取引業者を除く。）又は通知金融商品取引業者の信託管理人（第四十三条の二第二項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

２　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

３　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を財務大臣及び当該適格性の認定を受けた金融商品取引業者（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした金融商品取引業者）が所属する基金に通知しなければならない。

４　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

５　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（改正前）

（新設）

第七十九条の五十九　基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

②　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を財務大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第七十九条の五十九　基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

②　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を財務大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（改正前）

第七十九条の五十九　基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

②　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、金融再生委員会の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③　金融再生委員会は、適格性の認定を行つたときは、その旨を大蔵大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣及び金融再生委員会に報告しなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第七十九条の五十九　基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

②　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、金融再生委員会の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③　金融再生委員会は、適格性の認定を行つたときは、その旨を大蔵大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣及び金融再生委員会に報告しなければならない。

（改正前）

第七十九条の五十九　基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

②　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を大蔵大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十九条の五十九　基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

②　返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③　内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を大蔵大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④　基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤　基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

（改正前）

（新設）